

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

(1) 吉城園周辺地区事業者選定委員会を設置し、吉城園周辺地区に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

(2) 高畑町裁判所跡地事業者選定委員会を設置し、高畑町裁判所跡地に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合として、国からその財源に充てるために交付金の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てることを追加することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

1 所掌事務の追加

警務部の所掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加えることとした。

2 警務部、刑事部及び警備部の所掌事務に係る規定の整備

警察法施行令に準じ、警務部、刑事部及び警備部の所掌事務に係る規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十八年十一月三十日から施行することとした。